

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (セントラル化成株式会社)

農林水産省及び経済産業省は、セントラル化成株式会社（法人番号：2250001003347）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

セントラル化成株式会社は、老朽化した高度化成肥料工場を撤去し、新たな工場を稼働させるとともに、製法の転換を行うことで、高度化成肥料の製造体制の効率化を図ります。

これにより、高度化成肥料を原料とし、一般的な高度化成肥料よりも施肥量・施肥労力を大幅に低減することが可能となるコーティング複合肥料の製造・販売量を増加させることで、当該肥料の普及拡大を図り、農業者の経営コストの低減に寄与することを目指します。

2. 事業再編計画の認定

セントラル化成株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

なお、本件は経済産業省においても同時発表しています。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成30年6月～平成32年3月

4. 申請者の概要

名称：セントラル化成株式会社

資本金：10億円（セントラル硝子株式会社100%出資）

代表者：代表取締役社長矢儀信之

本社所在地：東京都千代田区神田錦町3丁目7番地1（興和一橋ビル）

添付資料

[セントラル化成株式会社の事業再編計画の概要\(PDF：279KB\)](#)

[認定事業再編計画の内容\(PDF：165KB\)](#)

【お問合せ先】

生産局技術普及課生産資材対策室

担当者：菊池、中村

代表：03-3502-8111（内線4728）

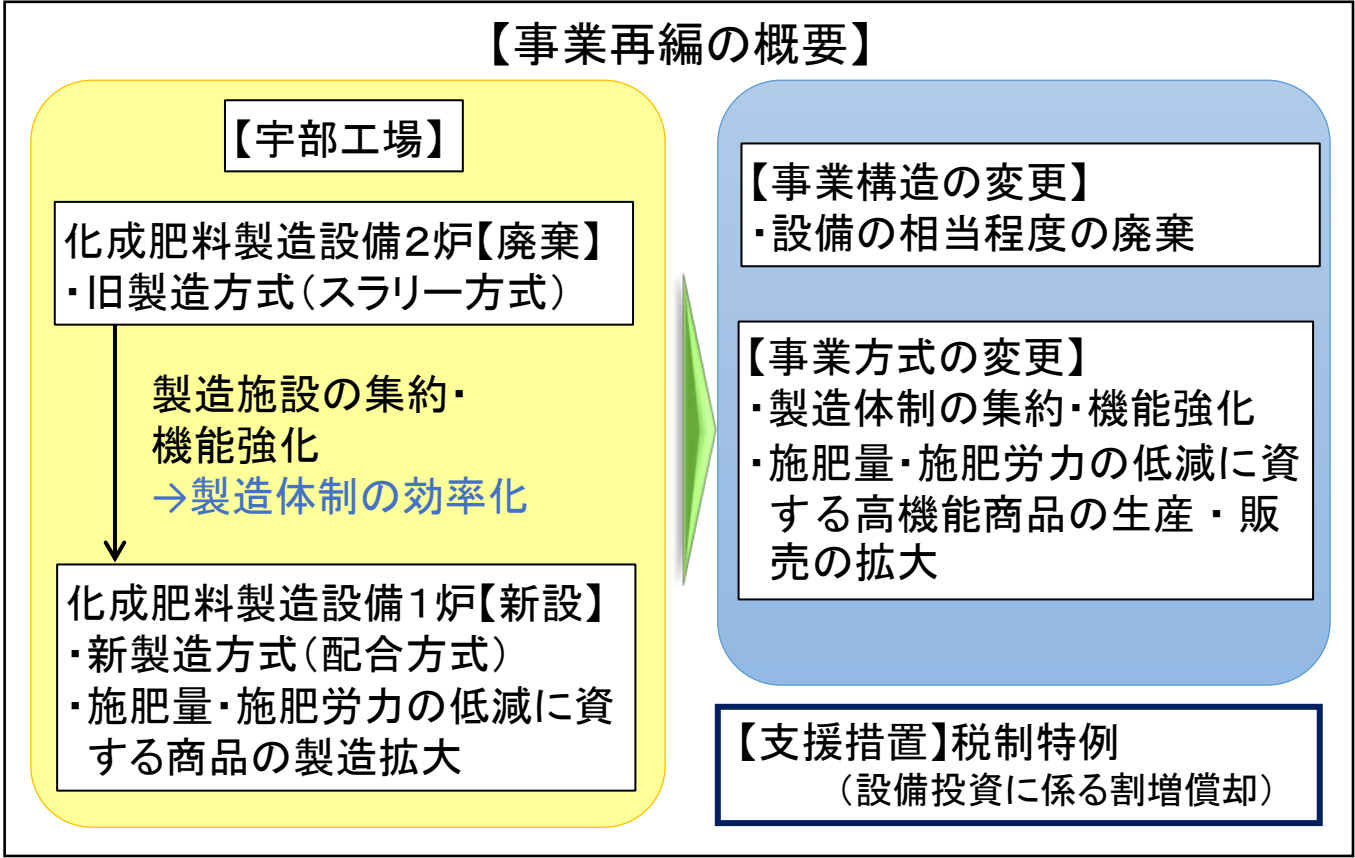
ダイヤルイン：03-6744-2435

FAX：03-3597-0142

セントラル化成株式会社の事業再編計画の概要

セントラル化成株式会社は、「お客様ニーズへの的確な対応」と「高品質肥料の安定供給」を使命として、被覆肥料、化成肥料などの製造・販売を行う肥料製造会社です。

老朽化している化成肥料製造施設の集約・機能強化による製造体制の効率化を図るとともに、施肥量・施肥労力の低減に資する高機能商品の生産・販売を拡大させることにより、農業者の経営コスト低減につなげることを目指します。



事業再編計画の主な内容

【良質かつ低廉な農業資材の供給】

- 化成肥料製造施設の製造体制の効率化を通じて、化成肥料を原料とし、施肥量及び施肥労力を大幅に削減し、施肥コストの低減を可能とする被覆肥料（コーティング複合肥料）の販売量を現状より12%増加させることにより、農業者の経営コスト低減に寄与

【生産性の向上】化成肥料製造工場の稼働率を100%に向上

【計画の実施時期】平成30年6月～平成32年3月

【労務に関する事項】従業員は解雇はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成30年4月24日

2. 認定事業再編事業者名
セントラル化成株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

農業人口の高齢化が進行する中、施肥労力の削減に寄与する省力化肥料の需要はますます高まっている。

このため、老朽化した高度化成工場を撤去し新たな工場を稼働させるとともに、使用原燃料の見直し等の製法の転換を行い、高度化成肥料の製造体制の効率化を図ることにより、高度化成肥料を原料とする施肥省力化型コーティング複合肥料の製造・販売量を増加させ、施肥量及び施肥労力の省力化による農業者の生産コスト低減に貢献する。

（2）良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標及び生産性及び財務内容の健全性の向上に関する数値目標

① 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標

新工場の稼働に併せて化成肥料製造施設の集約や製造方法の転換を行い、高度化成肥料の製造体制の効率化を図ることにより、本高度化成肥料を原料とし、一般高度化成肥料よりも施肥量や施肥労力を大幅に低減し、施肥コストを低減することが可能となるコーティング複合肥料の平成31年度の販売量を平成29年度に比べて12%増加させる。これにより、農業者の生産コスト削減に寄与する。

② 生産性の向上に関する目標

工場稼働率を70%（平成29年度）から、100%（平成31年度）に向上させる。

③ 財務内容の健全性に関する目標

平成31年度において有利子負債は、キャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超える。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

（1）事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

肥料製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

保有する設備の相当程度の廃棄

宇部工場内の高度化成肥料製造設備及び関連付随設備の廃棄

（事業方式の変更）

宇部工場内の高度化成工場について、老朽化した旧製造方法の設備（スラリー方式（※1）、2炉）を廃棄し、加工工程が少なく、燃油使用量の少ない新たな製造方法の設備（配合方式（※2）、1炉）を導入することに加えて、造粒歩留まりの高い銘柄の生産構成比を増加させ、高度化成肥料の時間当たりの製造量を向上させる。

これにより、本高度化成肥料を原料とし、一般高度化成肥料よりも施肥量を大幅に低減し、生産コストを低減することが可能となるコーティング複合肥料の製造量を増加させる。

（※1）スラリー方式とは、りん鉱石を硫酸分解したりん酸液に、アンモニア、塩化加里等の粉原料を添加したスラリー状（泥液状）から造粒して化成肥料を生産する方式。大量生産に向く一方、施設が大きくなり、乾燥用の燃料費が嵩む。

（※2）配合方式とは、りん鉱石から精製したりん安、塩安、尿素、塩化加里等の粉原料を成形する方法。水などの造粒液体をほとんど使わないため、乾燥コストが低下する。

（2）事業再編を行う場所の住所

セントラル化成株式会社宇部工場（山口県宇部市大字沖宇部 5254 番地の 7）

（３）関係事業者又は外国法人に関する事項
該当なし

（４）事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり

５．事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成30年6月

終了時期：平成32年3月

６．事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

７．事業再編に伴う競争に関する事項

該当なし

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
	十一 保有する施設の 相当程度の撤去又は設備の 相当程度の廃棄	廃棄する設備とその内容： 宇部工場（山口県宇部市大字沖宇部 5254 番地の 7）の高度化成工場（2 炉）及びこれに付随する設備 帳簿価格：200 百万円 廃棄期日：平成 31 年 3 月末（有姿除却） 廃棄比率：8.9%	—
法第2条第5項第2号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	老朽化した化成肥料の製造設備（2 炉）を廃棄し、製法転換を伴う新工場を稼働させることにより、高度化成肥料の製造効率を向上させ、これを原料とするコーティング複合肥料の販売量を増加させる。これにより、施肥量や追肥労力を削減し、農業者の経営コスト削減に寄与することを目指す。	租税特別措置法第 68 条の 33 （事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）